

# 道路反射鏡（カーブミラー） 設置基準

令和 4 年 4 月

那須町総務課



## 1. 目的

本基準は、那須町が道路管理者として、町内における見通しの悪い交差点又は、湾曲部及び屈曲部等において、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）を設置し、交通事故を防止し、交通安全を確保することを目的としています。

※カーブミラーとは・・・道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 34 条の 3 第 4 号に定められている「他の車両又は歩行者を確認するための鏡」。

## 2. カーブミラーの特性

カーブミラーは、見通しの悪い場所等の安全確認を補助できる一方で、次のような性質があります。

- （1）車両等が小さく映るため、距離や速度の判断が難しい。
- （2）左右が反転して映るため、混乱しやすい。
- （3）カーブミラーに映らない部分（死角）があり、歩行者や自転車利用者が映らない場合がある。

このため、見通しの悪い場所等においては、カーブミラーを過信せず、一時停止や徐行等安全を確保し、最終的には自分の目で安全を確認することが必要です。

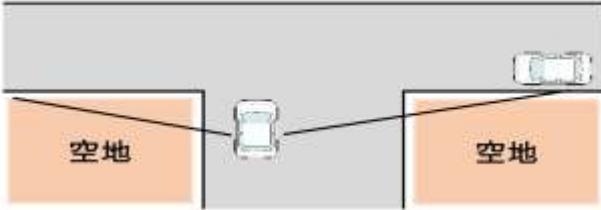
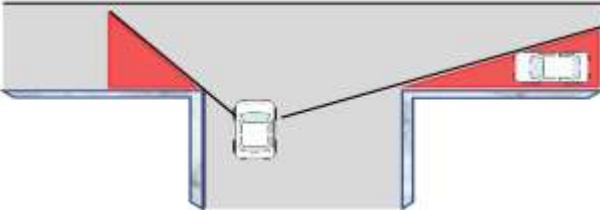
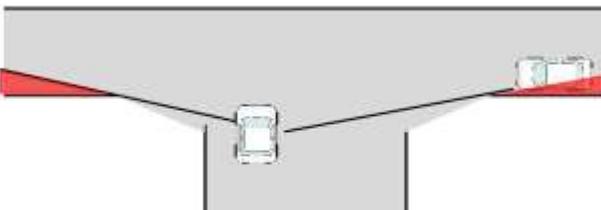
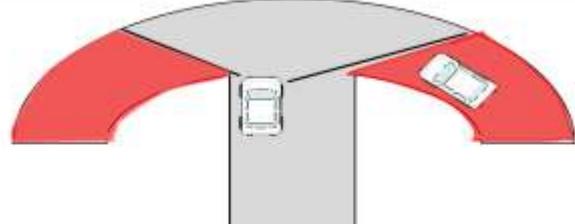
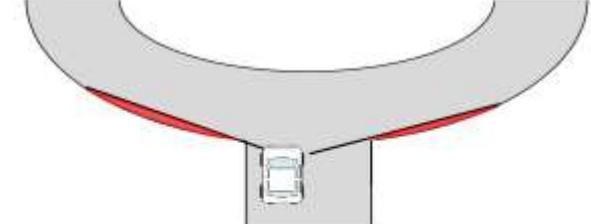
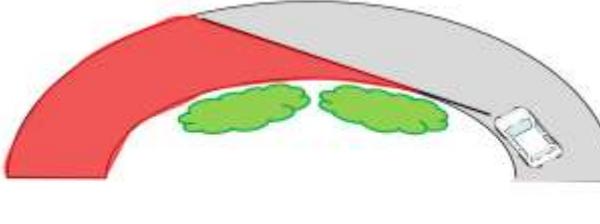
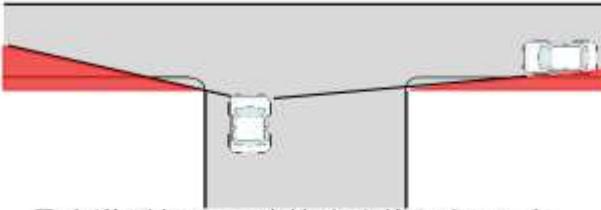
## 3. カーブミラーの設置基準

カーブミラーの設置については、前記特性を考慮し、要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討しています。

そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

原則、次のような基準によりカーブミラーの設置を判断します。

- （1）交差点又は、湾曲部及び屈曲部における判断基準

【×】設置できないと判断する場合	【○】設置する必要があると判断する場合
 <p data-bbox="188 519 711 586">① 空き地などの土地利用形態により、見通しが確保できる場合。</p>	 <p data-bbox="817 519 1340 586">① 民地境界内の塀などにより、見通しが確保できない場合。</p>
 <p data-bbox="188 896 740 929">② 隅切りがあり、見通しが確保できる場合。</p>	 <p data-bbox="817 896 1353 963">② 内へカーブしており、見通しが確保できない場合。</p>
 <p data-bbox="188 1214 724 1281">③ 外へカーブしており、見通しが確保できる場合。</p>	 <p data-bbox="817 1214 1347 1281">③ 急カーブで、見通しが確保できない場合。</p>
 <p data-bbox="188 1527 715 1617">④ 歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合。</p>	

## (2) カーブミラーを設置しない場所

### ① 町道と私道の交差点及び私道内

公共性の観点から利用者等が限定されるため、設置しません。

### ② 個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口

①と同様に、公共性の観点から利用者等が限定されるため、設置しません。

- ③可動物が原因で見通しが悪い場所  
見通しの悪い時間が一時的なため、設置しません。

なお、設置できないと判断した場合、運転者へ注意を促す代替案として交通安全看板の設置等を提案させていただく場合があります。

#### 4. カーブミラーの設置位置について

前記基準により、カーブミラーの設置が必要と認められた場合には、原則、交通安全上必要な見通しを確保することができる次に掲げる場所に設置します。

- (1) 道路敷地内  
走行車や歩行者、自転車利用者の妨げにならない場所
- (2) 道路敷地に隣接する土地  
土地の所有者又は管理者の承諾を得て、原則、無償で使用できる場所
- (3) その他  
通行の安全上妨げにならない適当と認められる場所

#### 5. カーブミラーの管理・修繕について

カーブミラーは那須町総務課総務防災係で管理しています。破損しているものや、角度がずれているものを見つけた場合は、お知らせください。

なお、カーブミラーが設置してある場所において、信号機の設置や道路工事に伴い見通しが確保できる状態になった場合には、カーブミラーを撤去させていただく場合があります。

#### 6. カーブミラー設置についての要望・手続きについて

以上のことをご理解いただき、担当課（総務課総務防災係）までご連絡ください。

<問い合わせ先>  
〒329-3292  
那須町大字寺子丙 3-13  
那須町役場総務課総務防災係  
TEL 0287-72-6901  
FAX 0287-72-1133